



特定社会保険労務士

# ヒライ先生の

# Q&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

## 相談事例

# 岐阜県の最低賃金は、いくらになったんですか？

今年も最低賃金がかんり大きく引き上げられたようですが、岐阜県はいくらになったんですか？  
詳しい内容や発効時期を教えてください。

## AQ

最低賃金には、各都道府県に1つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する基幹的労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
岐阜県の地域別最低賃金は、昨年度より14円引き上げられ738円(時間額)になりました。  
岐阜県の特定(産業別)最低賃金は、次のとおりです。なお陶磁器・同関連製器、耐火物製造業の特定最低賃金は、平成26年9月30日をもって廃止されました。

## ワンポイント・アドバイス

各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会は、平成26年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」)を答申しました。地方最低賃金審議会では、7月29日に中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)から示された「平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として調査・審議が行われました。答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月下旬までに順次発効される予定です。

平成26年度 地方最低賃金審議会の答申のポイントは以下のとおりです。

・改定額の全国加重平均額は780円(昨年度764円、16円の引上げ)。

・改定額の分布は677円(鳥取県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)～808円(東京都)。

すべての地方最低賃金審議会で13円以上(13円～21円)の

引上げが答申された。

平成20年の改正最低賃金法施行後、初めてすべての都道府県において、最低賃金と生活保護水準との乖離が解消される見込み。

岐阜県の最低賃金は、平成17年が671円でこの10年間で67円引き上げられてきており、過去10年間における年間引き上げ額の平均は6.7円となっています。今回の14円の引き上げは、過去10年間で最大であり、引き上げ率で見た場合には、1.9%程度となります。

最低賃金近くの労働者を多く雇用している業種や規模の企業にとっては最低賃金の引上げは大きな影響を受けますので、厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業を実施しています。

詳しくは最低賃金特設サイト等をご参照下さい。

<http://pcsaiteichinjin.info/chusyo/>

岐阜県地域別最低賃金	738円
岐阜県特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	792円
自動車・同附属品製造業	830円
航空機・同附属品製造業	879円